

## 単位教頭会・副校長会事務所新設・移転等に伴う費用補助について

### 1 費用補助検討条件

- ①学校、教育会館等に入居していたが、独立して新たに事務所を構えた。
- ②独立した事務所を持っていたが、手狭になり広い場所に移転した。その際、相当の移転・備品購入費等の経費がかかった。
- ③入居していた教育会館等が建て替えになり、同居していた団体がそれぞれ応分の費用を負担することになった。

### 2 1の①～③項に該当する単位教頭会・副校長会は、必要資料を準備してブロック長（副会長）より役員会へ提案する。

### 3 役員会の承認をへて、200万円を限度に運営活動資金から支出する。

### 4 過去の事例

- ①大阪（H12）      ②香川（H13）      ③北海道（H15）      ④鹿児島（H15）      ⑤静岡（H15）
- ⑥福岡中（H16）      ⑦兵庫（H16）      ⑧熊本（H17）      ⑨高知（H18）      ⑩三重（H21）
- ⑪秋田（H21）      ⑫宮崎（H22）      ⑬滋賀（H22）      ⑭和歌山（H22・H23）
- ⑮福井（H24）      ⑯沖縄（H24）      ⑰東京中（H25）      ⑱岡山（H28）      ⑲福岡小（H29）
- ⑳佐賀（H29）      ㉑京都（H29）      ㉒岐阜（H30）      ㉓東京小（R2）